

答 申 第 6 7 号
令和元年9月24日

仙台市議会

議長 鈴木 勇治 様
(議会事務局議事課扱い)

仙台市情報公開審査会

会長 中林 暁生

仙台市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成31年1月24日付けH30仙議議第1151号で諮問のありました下記の件について、
別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第82号

「仙台市固定資産評価審査委員会の全委員の経歴書(最新委員について)」に係る公文
書一部開示決定に対する審査請求

答 申
(諮問第 82 号)

1 審査会の結論

仙台市議会議長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求に係る一部開示決定において非開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」に掲げる情報を非開示としたことは妥当でなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「固定資産評価審査委員会の全委員の経歴書（最新委員について）」の開示を請求したのに対し、実施機関は、平成 30 年 12 月 20 日付けで「仙台市固定資産評価審査委員会委員の略歴書（最新委員について）」（以下「本件公文書」という。）を特定し、条例第 7 条第 2 号に該当する部分を非開示とする公文書一部開示決定を行った。

本件審査請求は、請求人が本件一部開示決定の取り消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書で主張した審査請求の主な理由は、次のとおりである。

本件一部開示決定において、開示しない理由は「開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため」とあるが、議会に付議されて添付された経歴書は、公開の原則で開示すべきものとする。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭により説明した一部開示決定の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 開示請求に係る文書の特定について

固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任することとされている。本件公文書は、仙台市固定資産評価審査委員会の委員（以下「本件委員」という。）の任期が満了したことに伴い、次期委員の選任について、市長から実施機関に対し、同項の同意を求め議案の一部として提出されたものである。

本件委員の選任に係る議案書は「別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、同意を求める」と記載され、市議会開会日に実施機関から各議員に配付されるが、その後別途、市長から実施機関に対し、選任候補者の住所、氏名、生年月日及び略歴が記載されている本件公文書を、市議会開会日に実施機関から各議員に追加で配付している。このことから、本件開示請求に関して実施機関が保有する文書

として、本件公文書を特定したものである。

(2) 非開示箇所について

前述のとおり、本件公文書には、選任候補者の住所、氏名、生年月日並びに略歴として最終学歴及び職歴等が記載されている。これらの情報が条例第7条第2号に定める「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に当たることは明らかである。

一方で、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報等、同号ただし書に掲げる情報については、同号ただし書により非開示情報から除くこととされているため開示することとし、その他の情報については、非開示としたものである。

(3) 請求人の主張に対する弁明

請求人は、本件公文書は議会に付議されて添付された経歴書であることから、会議の公開の原則により開示するべきであると主張する。

しかしながら、本市の一般的な取扱いにおいて、法律又は条例の規定により委員を選任、任命、委嘱又は推薦するために議会の同意を得、又は意見を聴くために市長が議会に提出する議案（以下「人事案件議案」という。）に係る議案書に添付されている、選任候補者の住所、氏名、生年月日及び略歴が記載された略歴書は、議案書の別紙として議員には配付するものの、議会の傍聴者には配付していない。

また、定例会ごとに実施機関が作成する仙台市議会会議録（以下「会議録」という。）には、当該議会に提出された議案書を巻末資料として添付し、市政情報センター又は議会図書室において当該会議録を一般の閲覧に供しているが、巻末資料としている議案書には略歴書は含めていない。

さらに、仙台市ホームページでは、市議会の開会に合わせて市長提出議案に係る議案書を公開しているが、人事案件議案については、議案書の本紙に選任候補者の氏名を追記するのみであって、略歴書は掲載していない。

このような状況を踏まえると、地方自治法の定める会議の公開の原則を考慮したとしても、本件公文書の記載内容の全部が条例第7条第2号ただし書イに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であると言うことはできず、記載内容を個別に判断し、その一部を非開示としたことは妥当である。

5 審査会の判断

本件審査請求において、請求人及び実施機関は、本件公文書のうち非開示とした本件委員の住所、生年月日並びに最終学歴及び職歴等の略歴に係る部分が、条例第7条第2号に該当するか否かを争っている。

条例第7条第2号前段は、特定の個人を識別し得る情報について原則非開示とする旨を定めている。本件公文書に記載された本件委員の住所、氏名、生年月日及び略歴は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号前段に当たることは明らかである。

一方、本号ただし書イからハは、非開示とすべき情報から除かれる情報を規定しているので、本件公文書に記載された本件委員の住所、氏名、生年月日及び略歴が本号ただし書イからハに該当するか否かを検討する必要がある。ただし、本号ただし書ロに定める「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しないことは明らかであるから、本号ただし書イ及びハの該当性について検討する。

(1) 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

本号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非開示情報から除くことを定めている。「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、不動産登記簿や商業登記簿に記載された情報等、法令等の規定や慣行により、現在又は将来、何人でも入手することができる情報をいう。

地方公共団体の議会の会議は、地方自治法第115条の規定により公開が原則となっており、請求人は「議会に付議されて添付された経歴書は、公開の原則で開示すべき」と主張する。地方自治法第115条に定める「公開」とは、傍聴（参観）を認めることであると同時に、同法第123条の規定により調製された会議録の閲覧をも認めるという趣旨であると解されていることから、当審査会が本件委員の選任に係る会議の会議録を見分したところ、議案説明及び表決の際に、市長及び議長が本件委員の選任候補者の氏名について発言したことは認められるものの、氏名以外に関する発言の記録はなかった。

また、実施機関が主張するとおり、本件公文書は、議案書の本紙とは別に作成されているものであり、各議員に配付されているものの、市議会の傍聴者の閲覧用として議場に配置している議案書には添付されておらず、市政情報センター又は議会図書室等において一般の閲覧に供されている会議録にも添付されていなかった。さらに、仙台市ホームページに掲載されている議案書にも本件公文書の添付はなく、議案書の本紙に選任候補者として本件委員の氏名が追記されているのみであった。

これらの状況を踏まえると、本件公文書に記載されている情報の全てが、法令等の規定や慣行により、現在又は将来、何人でも入手することができる情報であるとは言えず、本件公文書に記載されている情報のうち、会議録等により明らかとなっている氏名及び商業登記簿等で現に公にされている情報のみを本号ただし書イに該当するものとして開示し、その余を非開示とした実施機関の判断は、直ちに不当とはいえない。

ただし、当審査会が確認したところ、実施機関が原処分において非開示とした情報のうち、委員が所属する団体のホームページにおいて本人のプロフィールとして公開されている情報が一部見受けられた。当該情報については、公にされている情報であることが認められ、本号ただし書イに該当するものであることから、開示することが相当である。

(2) 条例第7条第2号ただし書ハ該当性について

本号ただし書ハは、公務員の職務の遂行に係る情報については、公益上公にする必要があることから、個人情報として非開示とされる情報から除くことと定めている。

実施機関が原処分において開示した情報のうち、国税局、地方税務署及び家庭裁判所の職

員並びに市町村の附属機関の委員であった経歴等，公務員としての職務に係る情報を，本号ただし書ハに該当するとして開示した実施機関の決定は妥当である。また，当審査会が見分したところ，実施機関が非開示とした情報の中に，公務員の職務の遂行に係る情報は含まれていないと認められることから，当該情報が本号ただし書ハにも該当しないとした実施機関の決定についても妥当である。

(3) 請求人のその他の主張について

なお，請求人は，本件同様の議案を公の場で閲覧に供している地方公共団体もあると主張しており，このことは請求人が提出した資料からも確認することができる。しかしながら，議案の内容や提出の方法，さらに議案の公表のあり方については，地方公共団体によって様々な見解があると推察されるのであって，当審査会としては，本市の取扱いが違法又は不当であるとまでは言えないものとする。

(4) 結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

別表

| 開示すべき部分 | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 3 頁目 | ・略歴の一部（11 行目 9 文字目から行末まで） |
| 4 頁目 | ・生年月日 ・略歴の一部（1 行目の行頭から 2 行目 3 文字目， 7 行目の行頭から 6 文字目 及び 8 文字目から行末まで） |
| 6 頁目 | ・略歴の一部（1 行目のすべて及び 3 行目の行頭から 6 行目の 7 文字目まで） |

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第 82 号)

| 年 月 日 | 内 容 |
|-----------------------------------------|--------------------------------|
| 平成 31. 1. 24 | ・ 諮問を受けた |
| 31. 3. 11 | ・ 実施機関（議会事務局議事課）から弁明書を受理した |
| 31. 3. 20 (平成 30 年度第 6 回 情報公開審査会) | ・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った |
| 31. 4. 19 (平成 31 年度第 1 回 情報公開審査会) | ・ 諮問の審議を行った |
| 令和元. 5. 22 (令和元年度第 2 回 情報公開審査会) | ・ 諮問の審議を行った |
| 元. 6. 26 (令和元年度第 3 回 情報公開審査会) | ・ 諮問の審議を行った |
| 元. 7. 24 (令和元年度第 4 回 情報公開審査会) | ・ 諮問の審議を行った |
| 元. 8. 19 (令和元年度第 5 回 情報公開審査会) | ・ 諮問の審議を行った |